

庁 中 一 般
 区 役 所
 市 立 大 学
 事 業 所

京都市職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

京都市長 門 川 大 作

第8条中「総務局長」を「行財政局組織・人事担当局長」に改める。

別表総合企画局の款から環境局の款までを次のように改める。

環境政策局	循環社会推進部	循環企画課	京都市環境保全活動センターに勤務する職員	午前8時45分から午後5時30分まで	一般職員に同じ	日曜日、木曜日(祝日法による休日)に当たっては、その日以後最初に到来する祝日法による休日でない日)、祝日法による休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで
		まち美化事務所	全 員	午前8時から午後4時45分まで	一般職員に同じ	日曜日及び土曜日(12月18日から翌年の1月14日までの期間にあ

					っては、4週間を通じて8日)並びに1月1日から同月3日まで
	生活環境美化センター	車両整備業務に従事する職員及びし尿収集業務に従事する職員	午前8時から午後4時45分まで	一般職員に同じ	日曜日及び土曜日(12月18日から翌年の1月14日までの期間)においては、4週間を通じて8日)並びに1月1日から同月3日まで
		その他の職員	一般職員に同じ		月曜日(祝日法による休日)に当たる場合は、その日後最初に到来する祝日法による休日でない日)、4週間を通じて4日並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
適正処理施設部	施設管理課	北部クリーンセンターのうち環境政策局長が指定する施設に勤務する職員	交替に 午前8時30分から午後5時15分まで 午前10時から午後6時45分まで	一般職員に同じ	午後5時15分までの勤務について
		東部クリーンセンターのうち環境政策局長が指定する施設に勤務する職員	一般職員に同じ		
	クリーンセンター	機械炉の操作業務又は保守管理業務	交替に 午前8時30分から午後5時15分まで		

			に従事する職員	午後4時15分から翌日の午前9時15分まで	は1時間 午前9時15分までの勤務については1時間30分	ら同月3日まで
			その他の職員	一般職員に同じ	一般職員に同じ	日曜日及び土曜日(12月18日から翌年の1月14日までの期間にあっては、4週間を通じて8日)並びに1月1日から同月3日まで
		埋立事業管理事務所	運転手	交替に 午前7時から午後3時45分まで 午前8時30分から午後5時15分まで 午前9時30分から午後6時15分まで	一般職員に同じ	日曜日及び土曜日(12月18日から翌年の1月14日までの期間にあっては、4週間を通じて8日)並びに1月1日から同月3日まで
			その他の職員	一般職員に同じ		
		魚ア ラリ サイ クル セ ン タ ー	全 員	一般職員に同じ	一般職員に同じ	日曜日、4週間を通じて4日及び1月1日から同月3日まで
行財 政局	総務 部	総務課	警備員 (警備長 及び副警	交替に 午前8時から午後5時	午後5時 までの勤 務につい	4週間を 通じて8 日

			備長を除く。)	まで 午前8時から翌日の午前8時まで	ては1時間15分 午前8時までの勤務については8時間30分	
			ボイラー取扱者	交替に 午前8時15分から午後5時まで 午前8時45分から午後5時30分まで	一般職員に同じ	一般職員に同じ
		歴史資料館	全 員	一般職員に同じ	一般職員に同じ	4週間を通じて8日、祝日法による休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで
総合企画局	政策企画室	東京事務所	産業及び観光に係るシティセールスに関する事務を担当する次長	交替に 午前8時45分から午後5時30分まで 午前10時20分から午後7時5分まで	一般職員に同じ	一般職員に同じ
	情報推進室		汎用電子計算機を使用した情報システムの運営に関する業務に従事する職員	交替に 午前8時から午後4時45分まで 午前8時30分から午後5時15分まで 午後1時から午後9時45分まで	一般職員に同じ	一般職員に同じ

別表産業観光局の款商工部の項経済企画課の目中「経済企画課」を「産業総務課」に

改める。

別表保健福祉局の款生活福祉部の項を削り、同款保健衛生推進室の項京都市立病院の

目	運 転 手	午前 8 時から午後 4 時 45 分まで	一般職員 に同じ	一般職員 に同じ	を
---	-------	--------------------------	-------------	-------------	---

診療科の 医師	交替に 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで 午前 8 時 30 分から翌 日の午前 2 時まで	午後 5 時 15 分ま での勤務 について は 1 時間 午前 2 時 までの勤 務につい ては 2 時 間	日曜日、4 週間を通 じて 4 日、 祝日法に よる休日 (当該休 日の前日 が日曜日 又は他の 祝日法に よる休日 である日 及び 1 月 1 日に限 る。)並び に 1 月 2 日、同月 3 日、12 月 30 日及 び同月 3 1 日
------------	------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

に改め、同項衛

生公害研究所の目中

交替に 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで 午前 8 時 30 分から正 午まで	午後 5 時 15 分ま での勤務 について は、1 時間	日曜日、4 週間を通 じて 3 の 水曜日、祝 日法によ る休日並 びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 2 9 日から 同月 31 日まで
-----------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

を

一般職員に同じ	一般職員に同じ	日曜日, 水曜日, 祝日 法による休日並びに1月2日, 同月3日及び12月29日から同月31日まで
---------	---------	------------------------------------------------------

に改める。

別表区役所又は区役所支所の款区民部の項コミュニティーセンターの目を削る。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(総務局人事部給与課)